

令和5年12月15日（金曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1番	濱 村 美 香	2番	山 本 牧 夫	3番	澳 本 哲 也
4番	宮 地 葉 子	5番	宮 川 徳 光	6番	浅 野 修 一
7番	水 野 佐 知	8番		9番	山 本 久 夫
10番	吉 尾 昌 樹	11番	小 松 孝 年	12番	矢 野 昭 三
13番	矢 野 依 伸	14番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企 画 調 整 室 長	渡 辺 健 心
情 報 防 災 課 長	村 越 淳	住 民 課 長	宮 川 智 明
健 康 福 祉 課 長	佐 田 幸	農 業 振 興 課 長	斎 藤 長 久
ま ち づ く り 課 長	徳 廣 誠 司	産 業 推 進 室 長	秋 森 弘 伸
地 域 住 民 課 長	青 木 浩 明	海 洋 森 林 課 長	今 西 和 彦
建 設 課 長	河 村 孝 宏	会 計 管 理 者	宮 地 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	岡 本 浩
教 育 次 長	清 水 幸 賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦 書 記 山 崎 あ ゆ み

令和5年12月第5回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和5年12月15日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：11番及び12番）

日程第2 議案第41号から議案第62号まで

（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

日程第3 議案第63号

（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 議員提出議案第1号

（提案趣旨説明・質疑・討論・採決）

日程第5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

●町長から提出された議案

議案第 63 号 令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算について

●議員から提出された議案

議員提出議案第 1 号 子どものために保育士配置基準の引上げを求める意見書について

## 議事の経過

令和5年12月15日  
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、小松孝年君。

11番（小松孝年君）

おはようございます。

今回の一般質問は、南海トラフ地震対策についてと、それから大方球場の施設整備についての2点で、町の姿勢を問います。

まず、1点目の南海トラフ地震対策についてですが、質問の要旨に書いております、黒潮町の防災における南海トラフ地震の対策では、犠牲者ゼロを目標に掲げてさまざまな対策を急速に進めてきました。全国でもトップクラスの先進的な取り組みができたのではないかと評価できるのではないかと思われますけれども、それゆえに、ある程度の自己満足や中だるみができている時期ではないかとも感じます。

防災対策は終わりがないと言われ、やればやるほど後の維持管理やデータ管理が大変になってくるのが現実ではないかと思います。

しかし、過去のデータや地質学の見地から、約100年に一度は必ず起きるという南海地震が間近に迫っているのは確かです。こういった間近に迫ってる今、やるしかないのではないかと思われます。

そこで、今回この3点について質問をしようと思います。天災は忘れたころにやってくるというふうに言われておりますので、今回気を引き締めるためにも、今回こういう質問を出しました。

そこで、まず1点目、避難カルテの更新は行っているかということで質問致します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

小松議員の、避難カルテの更新は行っているかのご質問にお答え致します。

平成25年3月から平成26年度にかけて、南海トラフ巨大地震の浸水域である地区全世帯を対象に、津波避難カルテを作成致しました。

カルテ総数は、津波浸水域の全世帯分となる3,791世帯で100パーセントの作成となっており、作成に当たっては、区長様をはじめ住民のみなさま、地域担当職員等の参加によるワークショップを各地区単位で開催しております。

避難カルテの更新については、町全体としての取り組みは行っておらず、当初に作成された避難カルテを各地区にお返しし、各地区ごとに更新を行うこととなっております。

カルテ作成の効果の一つとして、カルテ記入による記憶の定着があり、有事の際の行動に作用すると考えております。

議員が懸念しております中だるみ等の状況や、何らかの防災のデータを集計する必要が出た場合には更新を実施致しますが、現在のところ、町としてのカルテ更新は予定しておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

現在行ってないということですが、各自主防災組織に任せているということですよね、今のところはね。

実際、今答弁の中で、平成25年から26年にかけて作成したということで3,791世帯、これは避難地区の全世帯ということですが。年々ですね、いろいろと人も代わってきたりもしますので、ちょこちょこはやっぱり自主防災組織にお願いしてですね、変更がある場合は全部じゃないですので、ちょっとずつでも更新してもらうように呼びかけることが大事ではないかと思います。

そこで、この25年から26年にかけて作成したカルテの中で、いろいろとその後の防災の計画に役立ったことがあると思います。つくったことによっていろいろ見えてきたものとかあると思いますが。それ、避難場所の経路とかですね、その後の計画にそういうところが役に立ったものではないかと思いますけれども、そういう部分をちょっとあればお答え願いたいと思います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

小松議員の再質問にお答え致します。

カルテの作成に当たっては、各世帯の避難経路と避難場所等も記載していただいておりますので、当時はそれを集計し、どこの避難道が避難経路を持ち、そういうものが多くの方が通るのかというようなことの集計ができておりましたので、その後の避難路等の整備に当たり道路の幅を決める参考にしたり、避難場所に関しましても、どこに何名の方が集まつてくるかということで、避難場所の広さ等を決める参考にもなっています。

また、カルテを記入するに当たっては、自宅の耐震ができるおるかとか、家具の固定ができるおるかというような問い合わせもありましたので、自身の住まいのリスク、そういうものを把握し見直すことができるきっかけになつたのではないかとういうふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

今答えていただいたように、結構カルテがいろんな取り組みに今役に立つてると。今後も役に立つてくるんじゃないかなと思いますので、避難カルテを作ったのがすごいいい取り組みだったなと思います。

今言ったように、避難道路、避難経路ですね、避難経路や避難場所の把握いうかどんな人が通るとかね、そういうこともできたいうのはすごいいいんじゃないかなというふうに思います。

そこで、2問目をにいきたいと思います。

2問目は、避難誘導灯の維持管理についてということで質問しております。後でちょっと思ったがですけど、この書き方があまりにも漠然としておってちょっと答えにくいような感じですので。いつも人には言ってるんですけど、もっと詳しうるに書けとかいうて。それが、結局自分がやつてしまつております。

そこで、ちょっと答えにくいと思いますので、何点か少しづつ分けて質問したいと思います。  
この避難誘導灯の維持管理について、現在、町内に取り付けた避難誘導灯は、最初につけたのはいつごろか。  
また、総数は何基あるのか把握しているかということで、お聞きしたいと思います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

小松議員の、避難誘導灯の維持管理についてのご質問にお答え致します。

平成24年3月31日、国より公表された南海トラフ巨大地震による震度分布、津波高の推計、いわゆる南海トラフ巨大地震の新想定以降、全職員による防災地域担当制により各地区に入り、住民とともに避難道、避難場所等、避難空間の整備を進めてまいりました。平成24年度から避難道の整備が始まり、以降、200本を超える整備を行ってきました。

この避難道整備に併せ、避難誘導灯を設置していますので、平成24年以降に多くの避難誘導灯を整備しております、全体で583基設置しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

今、把握しているかどうかということを聞いたわけですけども、数まで教えてくれました。583基、平成24年の新想定からもう速攻でやっちようがですね。なかなか早い取り組みだったと思いますが、そこはそこで。

次の2番目にですね言いたいことが、誘導灯には設置場所によって機種がさまざまなものがあると思いますけれども、その種類と設置場所の管理はやっておりますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

設置に関しましては、簡易なものではありますがエクセルで管理しており、通常の管理と致しましては、住民の皆さんからどここの避難誘導灯がついていないとかというような情報をいただき、係りの者が現地を確認し、必要な修繕等と行っているような状況でございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

住民の方々から切れてる情報を基に管理しているということやったんじゃないかなと思います。

答えはなかったんですけど、いろんな種類のものがあると思いますけれども、街灯みたいなやつとか道路に明かりがついていくものとか、それはもう全部一応合わせてですかね。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

答弁が抜かっていたようで、失礼致しました。

再質問にお答え致します。

避難誘導灯、上から照らすような照明のものや足元を照らすタイプなど、いろいろなものが現在設置しております、太陽光を利用した 11 種類の避難誘導灯を整備しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

ありがとうございます。

足元の灯なんかの 11 種類、結構ありますね種類が。

なかなかいろんな種類があって管理するのが大変だと思いますけども、やっぱり逃げる道を照らすものですからね、大事なものと思います。

次にですね、バッテリー交換の時期は何年かということで。

それと、これ 11 種類もあるとなかなか答えにくいかもしれんんですけど、1 か所当たりの交換費用はということを聞きたいと思います。種類によって違うと思いますけれども。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

質問にお答え致します。

種類によってさまざまですが、メーカー公表値でおおむね 5 年から 10 年程度というふうになっております。

交換費用に関しましてもそれぞれ幅がありまして、6 万円ぐらいのものから高額なものになると 20 万円程度掛るものもございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11 番（小松孝年君）

5 年から 10 年、それから 6 万から 20 万。それは機種によって全然違うと思いますね。

5 年から 10 年やつたら大体段々弱ってきたりしますんでね、8 年とか 9 年ぐらいが実際には、正常に持てば交換時期じゃないかとは思います。

それと、バッテリーについてですけども。そのバッテリーについては、ちょっといろいろ調べたら受注生産だということで、結構納期がかかるんじゃないかということでした。

その納期は大体、納期ですよね、納品までの期日。それはどのくらいかかります。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

質問にお答え致します。

議員おっしゃるとおり受注生産であるため、担当が現場を確認し、それが交換完了まで早くても 1 か月から 2 か月程度かかるようになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

早くて1か月から2か月。大体、受注生産で1か月ぐらいかかるということは聞いております。

この避難誘導灯については、本当は前回の一般質問でやりたかったんですけども、いろいろ調べることが足りなくて出しませんでしたが、委員会の方でもちらつと言いました。

それで、次は、最初24年ぐらいから設置したと言いましたけれども、もう既にバッテリー交換はしたものも何基か何機種かあると思いますけれども、大体何基いっても、ちょっと分かりにくいと思いますけれどもね、その費用はどのくらい掛かったかいうのを大体答えていただきたいと思います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

令和元年度からの集計になりますが、令和元年度から令和4年度までの4年間で、件数で57件。この1件当たりに2基とかやってるときもありますので、基数ではなく件数で57件。金額と致しまして1,089万1,864円という修繕料というふうになっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

元年からの4年間で57件か、ほんと1,089万やったかね。1,000万ぐらい掛かつちょう、4年間で。ということは年間、計算をここでやるとなるとあれやけど。

そのぐらいは掛かつちょうということで、その予算は毎年計上してますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

質問にお答え致します。

予算と致しましては修繕料を毎年計上しております、今年度も避難道の修繕等と合わせまして735万円を計上しております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

735万、これがああればね、何とかすぐ対応できるんやないかと思いますけれども。

さっきちらつと言いましたけど、前回の委員会で言ったときに、隣の四万十市は定期的に変えてるいう、うわさというか話を聞いたので、これも確かな情報じゃなかったので直接四万十市まで行って聞いたところ、定期的にはやってないそうですね。なかなか定期的にやるというのは難しくて。ただ、今言ったように予算だけはちゃんと組んでるということでした。その年によって一遍にいかんなりすることもあったりすると思います。

そういう意味でですね、次に、避難誘導灯の犠牲者ゼロを目標にしている黒潮町にとって一つのアイテムみたいなもんです。バッテリーに寿命があるので、定期的に交換するのが理想ではありますけれども、予算的にもかなり費用が掛かるので、バッテリーを使い果たして交換していくというのは費用が少しでも抑えられるという面では仕方ないかもしれませんけども、今まで57件交換してると言いましたけども、そのバッテリーを交換したものからでも構ないので、町内の避難誘導灯の台帳を作成して管理していくべきですね、バッテリーが切れたときに速やかな対応ができると思うんですが。その台帳作成はできないかということで質問したいと思います。

ほんと、台帳作成しちゃったら、壊れてもその壊れた所の場所を聞いたら、その機種が悪いとすぐに分かつて対応が早くなるんじゃないかなと思いますので。

その点、ちょっと最後にお伺いしたいと思います。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

先にも答弁致しましたが、現在、簡易なエクセルでの管理ということにしておりますので、その精度を少し高め、修繕等の履歴も残すことにより、機種によりどの機種が故障しやすいかとかいうようなことも分かつてくると思いますので、そういうものに対しては、例えば、あまりにも高額に修繕費用が掛かるのであれば違う機種に変更するとか、そういうことの検討材料にもなろうかとは思いますので、現在管理しておるデータを精度の高いものに更新し、今後管理の方をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

ありがとうございます。

ほんと、なかなかね、これもうちの町は結構一気にいろんなことを進めてきたので、それをしっかりと管理していくというのは難しいと思いますけれども、今課長が答えていただいたようにですね、そういった管理、今からでも構いませんので、そういうところの精度を高めていってくれたら、今後の対応は早いんじゃないかなと思います。

結構、何でこういうことを出しているかというとですね、やっぱ切れたときにみんな不安がってですね、やっぱりいつ代えてくれるがいうて、それがやっぱりどうしても忙しいものでばたばたして注文が遅れたりすると長くなってしまいますんで。または、業者に頼んだりもするかもしれません、ある程度簡易的に、バッテリー交換は免許がなくてもできるそうですね、そういうことらも機種によっては考えてやればすみやかな対応ができるのではないかと思いますので、ぜひ今後、そういう取り組みでよろしくお願いしたいと思います。

次の3番目に移りたいと思います。

時間があんまりないなってきました。

液状化対策の計画はということで、3番目に質問します。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

小松議員の、液状化対策の計画はのご質問にお答え致します。

液状化による被害については黒潮町においても懸念され、特に沿岸地域においては発生の可能性が高いとされており、高知県防災マップで液状化可能性予測図で示されています。

黒潮町内でも、大方地域の海岸線や佐賀地域の中心部等、広範囲にわたり液状化が懸念されています。しかし、液状化に対するハード対策については、どの箇所がどのような状態になるのか想定が難しく、範囲も広いことから抜本的な対策は困難と思われます。

そうしたことから、現在、液状化対策の計画は備えておらず、現時点では計画を策定する予定はありません。以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

この液状化については、以前自分、ずっとさかのぼっていいたら2018年にも1回質問しております。

あれから5年たって、いろいろまた調べてみると、県の方が避難道に関する液状化についての必要性とか重要性を、いろんな実証実験や調査研究を発表しております。

これは令和3年、2年前ですね。に避難路の液状化対策検討のための手引きというのを出しております。その中に、その避難路の道路の液状化から被害を軽減するための方法など、もっと簡単にできるような、言うたら路盤工事みたいな感じのことも記されております。そういったことをもう一回研究してですね。

それと、最初に言った避難カルテで一番よく人が通るところか、その避難経路ですよね。それから避難カルテが役に立つ。そういうところも絞り込んでいけると思いますので、そういったところのできるところから、全部やれとは言ってませんので、重要なポイントを絞ってぜひ計画を立ててくれたらどうかなと思いますので。

そのへん、どうでしょうかね。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

避難路、確かに避難カルテ等を作った際に、どこの道路でたくさんの方が使われるかというようなデータは持ち合わせておりますが、液状化に関して対策するに当たっては、高額な費用が掛かることが想定されております。また、避難路も1本当たりの延長が長かったりしますので、なおのこと対策に掛かる費用、そういうものも掛かってきます。

また、その対策をどのような対策をするのかということの検討も必要であり、そちらの経費等々もたくさん掛かってくるものと思われますので、現在のところほかの防災対策、そちらの方を進め、また今後、避難路等の液状化対策、そういうものに着手する時期になれば、そういうことも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

そうですね、まだまだ防災についてはいろいろやらないかんこともいっぱいあると思いますので。

ただ、あんまり長く置くとですね、いざとなった時に間に合わないこともあります。ほんと、液状化

いうのはなかなか、せっかく避難路とか、避難場所とかつくってもですね、なかなかその液状化によって思うようにいけなかつたらやはり犠牲者が出でくるという可能性もありますので、このへんも今のところは計画してないわけですけれども、今後、そういう計画も立てていただきたいと思います。

ほんで、費用についてもですね、ほんと言つたら自分も調べちょっと提案しようと思うたがですけど、なかなかちょっとこれ分かりづらくてですね、なかなかいろいろ調べてみたがですけど、ちょっと分からんままでおりました。その県がある程度タフロード工法とかですね、それからHM-G工法とかいうのがあるみたいで、これはちょっとどつちを道路に使うか。大体、タフロード工法というのが道路に使うような形になっております。それは大体、パイルを打ち込むような液状化対策ですよね、工法、よりか30パーセントから50パーセントのコストダウンが図られるということがありましたので、実際それがどのくらい掛かるかというのは分かりませんけれども、そのへんもこれからちょっといろいろと研究して、次のステップへつなげていただきたいと思います。

それでは、一応この南海トラフ地震対策については、これで終わりたいと思います。

次の2問目に移りたいと思います。

2問目はですね、大方球場の施設整備についてということで、今回はちょっと直球で言っておりますけれども。

本町スポーツツーリズムは、経済効果のみならず黒潮町のイメージアップや地域の活性化に大きく影響しつつある。

そこで、唯一の施設である大方球場の施設整備はもっと行政が積極的に取組むべきではないか、ということで質問致します。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小松議員の、大方球場の施設整備についてのご質問にお答え致します。

この大方球場につきましては、施設の充実を目指し、平成28年度に外野フェンスのラバーピット改修やグラウンド内の芝、ブルペン整備などの改修工事を行っており、以後の維持管理経費も以前から倍増させ、現在まで球場の利便を図ってきたところです。

その他、老朽化に伴う設備、備品の更新や、修繕等も、維持管理費とは別に、事象に応じて行っております。

近年、この球場の利用頻度としては、町民をはじめとした地域の中学生、高校生などの野球部など、地域利用も増加しているとともに、特にスポーツ合宿等、スポーツツーリズムによる利用は大幅に伸びております。

ここ数年のコロナウイルスによる町の方針によるキャンセルなどの影響はあったものの、これまで誘致活動など、議員にも尽力もいただいた成果が実り、特に、毎年2月から3月の合宿シーズンには需要が多く、球場のみならず、町内宿泊施設も飽和状態となるほどの状況で、地域経済が潤う効果があることも理解しております。

また、この合宿においては大学生や社会人等も多く、施設のさらなる改修などの意見をもいただいているもので、これら要望も含め、安全面を考慮した施設の整備が課題となっております。

しかしながら、大幅な改修をする場合につきましては、現状の町の財政面からも町単独での経費では実施は困難な状況にありますので、今後に当たっては、有利な補助金や助成金事業等を模索するとともに、スポーツツーリズムを進める産業推進室と管理を行う総務課が情報を共有して、町が積極性を持って取り組みを行いま

す。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

ありがとうございます。

実際にそういう答弁を聞きたかったわけで、大体ありがたい答弁ですね。

積極的、ほんと産業推進室と、産業推進室はスポーツツーリズムを進めておりますので、それと総務課が情報共有して町の方で進めていってもらいたいという気持ちがあったので、今回出しております。

実際、そういう答えもううたらここで終わるわけですけども、終わったらいかんと思うて今回は一生懸命原稿も書いてきましたが。

それで、次の2問目に入っていきたいと思います。

答弁の中でもありましたけれども、最近合宿以外で、通常の土日とか祭日、そのときなんかはすごい以前と比べてもほとんど球場の予約が埋まっています。いつからかというたら、28年の改修以来ですよね。合宿シーズンもほとんど切れない状態であります。

ちなみにですね、ちょっと調べたところ、昨年度の利用数は590件で、人数は1万5,308人。合宿シーズンだけではなくて、日ごろの利用者もかなり多いです。その1万5,308人のうちの、合宿シーズンが昨年2,140人でした。だから、日ごろいかに使っているかということが分かります。

そういう利用者が多くなった中ですね、答弁の中で出てきましたけれども、安全面を配慮した施設の改修ということも言っていただきました。以前から課題となっている、ファールボールが球場の外に出やすいということがあります。これはですね、さっき言ったように日ごろの利用者も多くなってきましたので、そのへんの危険性があります。それについてですね、何かお答えしていただきたい。

ネットをちょっと上げたらいいんですけども、そのへんの答弁。それは駐車場のことですよね。駐車場は県の施設ですのでなかなかあれですけども、関連しますので答弁をお願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小松議員の再質問にお答えします。

小松議員言われましたとおり、3塁側にある駐車場に駐車した車両にファールボールが当たってしまうなどの事故、これが毎年発生しております。

町としましては、損害保険で対応を行っております。このことからしても、施設自体の改修というものが求められる状況にあるものとは考えております。

これまで、人身に被害が及ぶような事故というものはございませんでしたが、合宿を利用される大学生や社会人が多くなってくると、こうした安全面に配慮する必要があるものと考えております。

ただし、先ほどの答弁とも重複しますが、大幅な改修ということにはなかなか町の財政からは困難な状況であります。この有利な補助事業等を模索して、その安全面に配慮した整備については検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

どうしても、以前ちょっと1塁側の方は2メートルぐらいネットをかさ上げしていただいておりますけども、あっち側の1塁側はですね、その高さで越えていくのはほとんど林の方に飛んでいきます。どうしても駐車場の方がですね、越えてボールが当たって、今回の報告にも出ておりましたけれども保険対応でやってるわけです。

ついこの前も、ちょっと野球の試合中にボールが飛んできて、またボールが車へ当たってですね、これは当たって修理したらええもんじゃなくて、結構人間同士のトラブルになったりすることもあります。あのとき、ちょうど自分が球場におったのでいろいろ対応はできたのですけれども、そういったこともありますのでね、そのへんのまた整備というか改修もお願いしたいと思います。

さつき課長が答えてくれたように、まだ人に当たってませんが、知らないところで当たってる可能性もあります。そうなってくるといろいろとややこしいことになりますので、ぜひとも早急にそれはやっていただきたいと思います。これも前々から言ってるんですけどね、なかなかいけません。

ただ、駐車場の方にもぜひ看板を、危ないですとか警告の看板が欲しいということ。これは県にも言ってきたんですけども、なかなか要望が上げてないので、口で言うだけじゃなかなかやってくれません。

そういったところで、大規模公園内のことですのでね、ひょっと産業推進室なんかは大規模公園の関係やつてますので、何かその要望できないかということで答えれますかね。

議長（中島一郎君）

産業推進室長。

産業推進室長（秋森弘伸君）

小松議員の再質問にお答えします。

駐車場の看板については、必要性は理解しております。施設の管理者である幡多土木事務所に協議するとともに、設置について要望をしていきますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

だいぶ時間がなくなってきましたので。

それは、ぜひ要望の方にまたそっちから上げていただきたいと思います。

次ですね、さつき予算の方なんかもありましたので、助成金について、宝くじとかTOTOくじもなんかの助成金もあるので、そのことご利用していただいたらどうかということで質問したいと思います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは小松議員の再質問にお答えします。

宝くじの助成事業につきましても、当然検討したいと考えます。

ただし、100パーセント採択になるというものではございませんし、採択には時間要する場合もあると思います。その点についてはご理解いただきたいと思います。

また、宝くじの助成金活用後ですけれども、整備については、その再度の助成金の採択というものは難しく

なると考えます。町単独での整備は困難になりますので、施設の維持管理がメインになってくると考えております。その点もご理解いただければと思います。

また、今後も当球場の管理とか運営について、いろいろと小松議員にはお知恵をいただきながら行ってまいりたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

時間がないなってきたので、実際本当に言いたかったことが抜かってますので。ちょっと、これも原稿も書いてきたがですけれども。

今回、この大方球場の施設整備について直球で質問したのはですね、今まで大方球場の改修においていろいろと見積もりを取ったり、自分で図面を描いて概算で見積り出したりですね、補助金や助成金のこういった提案もやってきたんですけど、ほとんどいろんな予算がないとか理由付けされて先延ばしになって、年が過ぎると、そうやって言うてきたこととかやってきたことがいつの間にか忘れてきてですね、その都度説明しなければならないということが起きております。

大方球場は本当に歴史のある、大事な町の財産でもあります。いろんな人たちにいろんな影響を与えた場所でもあってですね、町の人々にとってもすごい思い入れのある場所です。時間もないのあまり詳しくは説明できませんけれども、今回は、町にとっても貴重な財産であるということを認識してほしいということと、行政側がこれからもっと積極的に取り組んでほしいということを言いたかったんです。

いい答弁ももらいましたけれども、もっと本当を言うたら早くそういったことに気付いてほしかったというのが実感です。町長はすごい理解してくれていて、どんどん進めていこうと思っていると思いますけれども、担当する課が率先して動いてもらわなければ、前に進まないですよね、町長。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、小松議員の再質問にお答えします。

ほんとに日頃から、大方球場の整備につきましては、大方球場を守る会、小松議員を中心にさまざまな方にはんとにお世話になっております。そのおかげで、現在、以前と比べて見違えるような環境になっておると思って、まずは感謝申し上げます。

そして、年間利用する方も1万5,000人を超えるということ、これはものすごい数字でございまして。

そして、合宿の期間、主に2月、3月ですけど。今年も多分、1月から3月がほぼ1日々も空いてないぐらい使われていたというふうに思っております。

来年の予約を少し見てみると、2月においでるのがファイティングドッグスから始まって、明治安田生命、作新学院大学、同志社大学、それから高岡法科大学、札幌学院大学、春日部共栄高校という、ほんとに全国に名だたる大学、高校、実業団がおいでてくれてますので、これは町にとって非常に、単なる経済効果のみならず活性化につながる非常にありがたいことだと思っております。

従いまして、町の方としてもですね、先ほど総務課長が申しましたように財政的な事情はございますけれど、優先順位をヒアリングしてしっかり捉えながら、できる限りの整備を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

小松孝年君。

11番（小松孝年君）

すみません、急に振って。

そうやって、すごいいろいろと町長も分かってくれて。

それと、来る所までしっかり資料を持ってくれちょうんですね。ありがとうございます。

最初の答弁にあったように、平成28年にフェンスのラバーや外野の芝生、ブルペン整備、ネット類の備品の設置を行ってからですね、スポーツツーリズムにおける野球誘致が本格的に動き出したわけですけれども。

砂美のデータによると現在までの7年間で、途中コロナの影響もあったんですけども、ちょっと調べたところによると、ちょっと野球だけの、あこだけの経済効果ですけども9,634万7,000円、まあ9,000万以上の経済効果が生んでおります。多分、今年全部終わって3月終わるとですね、約1億2,000万ぐらいの、その7、8年の間に上げておりますので、ほんとに結構大きな経済効果を上げております。

これは、ほとんどが2月、3月の合宿関係のみのことを砂美が集計している部分だけあります。その他の利用が多いと言いましたけれども、その他の利用でいろんな大会とかですね、試合なんかも行っております。実際には、本当を言うたらもっと多くの経済効果を生み出しておりますので、今の球場を建築中の家と例えるとですね、家は建ってるけど、お風呂がなかったり屋根がなかったりするような状況です。完成ではないということを言いたいんですけども、中途半端な状況でストップしておりますので、なるべく早く完成せんと住む人がいなくなると、そういう状況になってると思います。

自分も一応議員なので、決して無駄遣いを無理強いしているわけではありませんので、投資した以上に費用対効果は確実に上がっておりまます。黒潮町、今、防災とかスポーツツーリズム、今からまたカーボンニュートラルとか、そういうところがうちの特色あるまちづくりができるんじゃないかと思いますので、その3つのうちの1つですので、ぜひ、さっき町長がいい答弁をいただきましたけれども、これから積極的に取り組んでいってほしいと思います。

最後にですけどね、資金源として補助金や助成金に合わせて、ふるさと納税の活用などを提案したいと思うんですけども。

ふるさと納税というのは、本来は地域を応援するための寄付金。今はちょっと品物目当てでいうのが多くなってきていますけれども、そのせっかくした寄付が何に使われているか分からぬというよりか、こういった形が見えるものに使われて、それが町の利益につながっているということが目に見えてくると寄付してくれた人もうれしいのではないかと思いますので、ぜひともふるさと納税の活用も検討していただくことを提案して、私の質問を終わります。

どうですかね。最後、町長、そういうふるさと納税を使うことの提案について、最後お答えをお願いします。

議長（中島一郎君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、小松議員の再質問にお答えしたいと思います。

財源の使い方、ふるさと納税ももちろん含めていろんな形があろうかと思いますので、何はともあれいろんな状況を調べて、そして優先順位を決めて、しっかりと対応してまいりたいと思います。

（小松議員から「以上です」との発言あり）

議長（中島一郎君）

これで、小松孝年君の一般質問を終わります。

次の質問者、水野佐知君。

7番（水野佐知君）

通告書に基づいて質問します。

今回、当初の予定より質問時間を大幅に削ったので十分な質問ができないと思うので、できるだけ簡潔に述べます。

1、佐賀温泉の利活用についてお伺いします。

佐賀温泉は、2022年1月4日より休館していましたが、地域の方はもとより、観光やイベント等の行き帰りや、お遍路さんの休憩の場、そして都会等から帰省した家族の入浴や食事、宿泊の場としても大変重宝され、皆から愛されてきた中で、再開を待ち望む声が随所より聞こえてきました。

今回、黒潮町が営業の検討を開始すると聞き、その英断を住民は大変喜んでいます。

地域のニーズについて。

20年ぐらい前に、佐賀で地域のいいもの探し、お宝探しということで、市野瀬はサクラ、拳ノ川はニラ、荷稻はイチゴ、小黒ノ川は文殊さん、鈴は大敷、若山の楮（こうぞ）等、ワークショップ、冊子作りなどをみんなで行いましたが、その後あれはどうなったのかという声が住民にあります。

それから、年月もたち、役場の機構編成による業務縮小等や住民の高齢化など、さまざまな要因があるとは思いますが、例えば、人材育成プランナーや行政もかかわって、また、以前のように佐賀温泉を拠点として元気に暮らしていきたいとの声が住民にありますが、それについてどう考えられますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員の、佐賀北部いいもの探しにつきましてお答え致します。

まず、土佐佐賀温泉こぶしのさとにつきましては、本議会1日目の行政報告でお伝えしましたとおり、山本建設株式会社様より寄附をお受け致しました。休業による避難所の喪失と中山間地域の課題解決に対応するため、町において運営を引き継ぎ、温泉を中心とした賑わいのある交流施設となるよう、活用していく方針であります。

議員がおっしゃる佐賀北部いいもの探し、体験型イベントにつきましては、平成12年から15年ごろにかけて、旧佐賀町時代に取り組んだ独自の地域発見事業の一環で、こんにゃく作りや、そば打ち体験、漁師体験事業など、実施した経過がございます。

続けて、平成16年度には国土交通省の支援により、まちづくり相談事業の採択を受けておりますが、この事業は、地域の住民、各種団体、地方自治体等が取り組むまちづくり活動に対し、国が専門家を派遣し、ワークショップの開催などを通じて、地域の魅力発見や将来を見越したまちづくり計画を構想するものでございます。

当時、佐賀地域に伝わる歴史や文化、おいしい食べ物など、地域のいいもの探しをテーマにしたワークショップを行い、毎回20人程度の参加があったようです。このワークショップに賛同した人たちが、住民の任意団体であるなぶら委員会などを組織し、国道沿いへの花の植栽活動など、現在も地域活性化に寄与していただけております。

こうした事例も参考にしながら、中山間地域の課題解決を目指す中心的な施設となるよう、こぶしのさと再開に向け検討を進めてまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

ぜひ、住民と一緒に考えていいってほしいと思います。よろしくお願ひします。

2番、20年前の佐賀の人口と今の人口の推移と割合、大方と佐賀の大方の人口推移と割合についてお聞きします。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは水野議員の、20年前と現在の、佐賀、大方の人口推移につきましてお答え致します。

黒潮町では、人口減少に歯止めをかけるため、2060年に総人口6,800人の維持を目指し、黒潮町総合戦略を掲げ多様な施策の推進を図ってまいりました。昨年度、令和4年度におきましては、久しぶりに転入が転出を上回る社会増、15人の増に転じましたが、総人口の目標値には達していない結果となりました。

人口の推移につきましては、黒潮町が発足した18年前と比較しますと、合併直後の平成17年度末が1万4,133人、令和4年度末が1万355人で、マイナス3,778人、率にして26.7パーセントの減となっております。

この減少率を地域別に見ますと、大方地域が25.1パーセントに対し佐賀地域が30.7パーセントと、佐賀地域の方が高くなっています。

このような人口が減っている状況の中で、特に若い世代が減っている中で、65歳以上の方の高齢化率は31.7パーセントから45.8パーセントに上がっており、平成27年ごろから団塊の世代が65歳を迎えたことで町全体の高齢化率が伸びている傾向にあります。

今後、こぶしのさとを中心とした地域活性化施策と避難所としての活用を推進し、中山間地域における人口減少、少子高齢化が進む状況でも、安心して暮らし続けられる環境づくりに努めたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

佐賀北部活性化推進協議会では、人口減少、高齢化等による地域が衰退していく現状をなんとかしたいとの声があります。

現在、高知大学地域協働学部の学生が、拳ノ川小学校や鈴の集会所、集落活動センター等を利用して、住民との交流をしています。そのことにより、住民は若い学生から元気をもらい、自分たちが気付いていなかった地域の再発見がある。また、学生は地域のさまざまな伝統等を学ぶことができたと、お互いに喜んでいます。

そのことについて、どう考えられますか。

議長（中島一郎君）

企画調整室長。

企画調整室長（渡辺健心君）

それでは再質問にお答え致します。

高知大学の地域協働学部の学生さんとの交流というのは長年続いておりまして、特に集落活動センターとともに、地域のイベントとか学校なんかともかかわって取り組みを進めております。

その中で、若い子たちと一緒にやって元気がもらえたとか、すごい笑顔をたくさん見ることができました。そういう取り組みというのは、今後も引き続き積極的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

先にも述べましたが、住民は後継者がいないこと、高齢化し人口が減っていくことに対し何とかしたいと思っており、また、佐賀には多くお菓子作りをされている人がおり、その方たちがいつも大方や中村、窪川、須崎、高知市などに販売に出掛けられているので、地元で販売ができる顔が見える関係ができると、また地域の高齢者が、昨日も矢野議員の質問でもありました庭先集配など、地元で直に野菜などが売れることでお互いに元気になれ、生きがいや楽しみを持ち、生き生き、わくわくして、住み慣れた地域で笑顔で暮らし続けることができるよう一緒に考えていきたいと思います。よろしくお願ひします。

以上、1番は終わります。

続いて、2番に移ります。

正規職員の長時間労働と会計年度任用職員の不安定化について。

ここで問題提起を行う理由は2点あります。

一つは、住民のために仕事ができる自治体とは。

もう一つは、働き方から考えるジェンダー平等について一緒に考えていきたいと思ったからです。

2020年1月からのコロナ禍、この3年余り、平時には気に留めていなかったことが誰の目にもはつきり見えてきました。私たちの日常、命と暮らしを支える地方自治体の基盤が軟弱化していることです。

この30年間の度重なる行政改革、新自由主義による地方自治体の変質により、正規職員の人員削減、増える業務の中で過労死ラインをはるかに超える長時間労働、また、非正規職員への置き換え、基幹業務の非正規化が行われています。

正規職員の長時間労働について問います。

1番、正規職員数と会計年度任用職員数の内訳についてお聞きします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは水野議員の、正規職員数と会計年度任用職員数の内訳についてのご質問にお答え致します。

令和5年度当初における黒潮町の正規職員は187人で、会計年度任用職員は216人となっております。

会計年度任用職員の勤務形態についてはフルタイムとパートタイムがあり、フルタイムの方が24人、パートタイムのうち、定型の勤務形態の方が107人、それ以外の日々雇用の方が85人となっております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

全国的には4割が会計年度任用職員というふうなデータがありますが、本町の場合は2倍もないということですね。分かりました。

次に、2番、1か月当たりの平均時間外労働時間と最長時間外労働時間について、問います。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは水野議員の、1か月当たり平均時間外労働時間と最長時間外労働時間についてのご質問にお答え致します。

令和4年度の実績となります、正規職員の1か月当たりの時間外労働時間の平均は10時間30分となっております。

また、1か月の最長時間外労働時間は112時間00分となっております。

それぞれ部署によって、繁忙時期がある場合や臨時的な政策に対応する業務であったり、突発的な応急業務などもあり、通常業務に加えて、また、休日等の勤務も含めて時間勤務が生じている状況でございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

休日の出勤に対しては、代休とか振り休とかそういうふうな、どのような対応をされていますか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは水野議員の再質問にお答えします。

時間外勤務については、命令を用いて職員が勤務するようになります。

その際に、その時間外手当であったり休日の振替をしたりとか、その分によって命令によって行うものであって、それぞれの対応が行われるようになりますので、パターンとしては、当然休日を取らなければなりませんので休日振り替えを主に行います。

また、休日が取れない場合については、やはり時間外手当ということで対応してまいります。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

休日または時間外ということで対応されているということでしたけれども、私が今、ちょっと気になるなというふうに思ったのは、休みが取れない場合があるということで、時間外対応はされてるんですけども取れない場合があるというふうなことと。

それと、部署によって時間外の内容が多いところ少ないところはあるということですけれども、最長時間外労働時間というのが月112時間という部署があるということで、月80時間以上の過労死ラインというものを超えているような職場も、期間的ではあるけれどもあるということなのだなというふうに分かりました。

私がこの質問をしようと思った理由は3つあるんですけども、一つは、自分自身がこの近隣の市町村で仕事をしていて、自分も残業して帰るときに、いつも黒潮町の役場の電気がついてるということがすごく気になっていたということが一つにあります。

それを見て自分が思ったのは、自分自身もそうやったんですけども、子育てをしながら働いてきた中で、ジェンダー平等というか、私は女だから家におらなあかん、家事育児をせなあかんということにすごく疑問を

持ちながらきてたところがあるので、ちゃんと子育てができるんやろうか、お父さんが残業してて、お母さんだけにその家事育児というものが負担になってないんかなとか、おじいちゃんおばあちゃんがいないと子育てができるんかなというふうなことを、その中で子育ての環境というか、そういうふうなものがどうなのかなということをすごく今も心配しています。

もう一つは、この近隣の市町村の看護師さんから相談がありまして、当町職員で基礎疾患が悪化されている患者さんが、それはコロナ対応緊急時なんですけれども、ご飯を食べる時間がない、0時過ぎて家に帰ってるという、そういう話を聞いて、住民の生活の質というものがそれによって落ちていないんか。それっていうのは、地域全体に影響していないんか。子ども、高齢者、障がい者、そういう住民の方たち、おじいちゃんおばあちゃんも含めて、そういう地域の生活の質というものが落ちないのかなというふうに思ったからです。

そのためには、労働環境の改善をすることが大事であるというふうに思います、すごくこれまでの、この間の答弁というか、先輩の方々の質問であるとか執行部の方の答弁を聞いて、すごくお互いに一生懸命黒潮町のことを思って頑張ってるというふうなことがよく分かったんですけども。

それについて、どういう工夫をされていますか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

本当に気遣っていただいていることに感謝致します。

まず、公務員のその業務としては、民間とは異なって基本的には公務、それから職務に就いているところでございます。

その公務員は、一般職については基本的にはこの労働時間というのが、その労働基準法には適用されないようにはなっておりません。また、の中でも一定、最長時間とかの管理というものは町としては行っております。

また、産業医というものがおりまして、産業医の面接なども通じて、特に職員の健康管理については長時間労働の方には、面接等を用いて十分配慮していくところでありますし、また時間外の削減についても、職員が協力し合いながら努めて健康管理に充実をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

労働組合の方からもお話を聞きましたら、こここの正職員の組織率というものは98パーセントということで。ということは、労働安全委員会とかというのも行われてるといふうに思うんですけども、その労働組合の中に非正規の方がまだ加入されていないということなので、そのへんが気になるんですけども。

労働安全委員会というのはどういう頻度で開催されているか。

または、開催されてない場合にどういうふうな工夫をされているか。労使で。

お願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

労働安全委員会の質問ですけれども、労働安全委員会については定期的な協議を行うとともに、月1回の巡視によって、職員の健康管理についてはそれぞれ職場に回って確認を行うような体制をしております。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

次の質問に移ります。災害時の対応について。

災害時の対応は、正規の職員さんだけですか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは水野議員の、正規職員の災害対応についてのご質問にお答え致します。

通告に基づいて行わせていただきます。

正規職員の災害時の対応としましては、その災害の事象に応じた配備体制が定められており、配備に該当する職員は、勤務時間の場合でも最優先に災害業務に当たることとなります。

職員は、黒潮町地域防災計画に位置付けられた応急対策等について、大規模災害時職員初動マニュアルや黒潮町事業継続計画、いわゆるBCPですね。等により行動することとなるもので、休日等の場合でも、配備に該当する職員は所定の施設に参集して災害等業務に当たるものとなります。

これら災害時の対応は、休日昼夜を問わず、災害の事象によっては長時間の連続的な業務になることが多い業務となります。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

聞きたかったのは、災害時の対応は正規の職員さんだけか。非常勤の方は、会計年度任用職員とかいう方は対応されてないか。

お教えください。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それではお答えします。

まず、大規模災害の初動マニュアルというのがありましたら、そのマニュアルの中では示しております、このマニュアルの中で活動する職員としては会計任用職員は省くとなっておりまして、災害の対応としては、基本的にはその日常業務の中で行うとき、勤務時間内においては会計任用職員も業務は当たるということにはなっておりますけれども、休日等の場合には、会計任用職員は省くという体制になっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

当町では、地域担当制というものを用いてるようなんですか。この災害時に休日等の場合、正規職員だけで対応は可能なのですか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

地域担当制の方は、災害時にその地域に行くというものではなく、普段の防災の取り組み、そういうものに対して職員が地域とともに取り組んでいくということを目的として実施しております。

災害時の対応に致しましては、当然、南海トラフ巨大地震の最悪想定のようなことが起これば、正規の職員だけで十分にできるというものではないというふうに認識しておりますが、その他、これまで大雨であったり、台風の襲来であったり、この前もありました津波注意報であったりとか、そういうふうな場合は現在、正規の職員で対応を致しております。

当然、先ほど総務課長答弁致しましたとおり、勤務時間内であれば会計年度任用職員さんの方にも、人手が足りない場合等はお願いする場合もあろうかとは思いますが、時間外等の災害対応につきましては現在のところ、会計年度任用職員の方は対応するようにはなっておりません。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

まだ大規模災害が起きてないので、今のところは正規の職員だけで対応しているということで。南海トラフなどの大規模災害が起きたら、場合によっては非正規の方も出勤されるというふうなことだったということですね。

私は近隣の市町村で会計年度任用職員として働いていましたが、クライアントを抱えており、災害時にも出勤するようになっていました。ただ、上司より、まず自分と自分の家族の安全を確認してから出勤するよう而言われていました。なぜなら、家族のことが気になっていたら、仕事に十分に集中して取り組めないからです。

そのことについてどう考えられますか。それでも正規職員だけで対応が可能と考えられますか。

議長（中島一郎君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

総務課長が答弁しましたとおり、大規模災害時の職員の初動マニュアルというものを定めており、その中で、当町におきましても、自身の安全確保、それからご家族の安全を確保した上で経路の安全をきちんと確認し、大規模災害時には所定の勤務地に参集するということを定めております。

それから、もう一つ、大規模災害時に正規の職員だけで対応ができるのかということですが。当然、南海トラフ巨大地震の最悪想定が起ければ、足りるとは思っておりません。

こういう場合は、国の方の支援、県の方の支援、それから広域での支援、そういう対応で各種支援をいただける。そういうものになっておりますし、例えば、自衛隊等への派遣要請であったりとか、そういうものもしながら職員の足りない部分を補充していく。

そして、当然、勤務時間内であれば、会計年度任用職員さんの方にもご協力をお願いするということもあるのではないかというふうに思っております。その場合は、当然勤務としてやっていただくということと想定し

ております。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

私は、職員さんが結構、時間外労働であるとかで、残業する部署が結構偏った部署でそういうことがあるのではないかというふうなことで。しかもそれが、どの部署も住民と身近だとは思うんですけども、医療とか福祉とか、そういうふうな部署の方が結構残業を慢性的にやっているのではないかということをすごく心配していて、災害時とかそういう突発的なときに十分な対応が心身共にできるのかなということを心配していて。

その理由というのは、私は以前、阪神大震災に遭いました。そのとき、夫は淀川の河川管理者で、スーパー堤防が倒れたために、全国からの支援を受けながらも3か月間泊り込みの生活でした。そして、私は仕事を休職していたのですが3人の乳幼児を抱えた妊婦で、近くに親も親戚もおらず、とても不安な日々を送った経験より、災害時は最初はランナーズハイのような状態ですが、長期戦なので次第に疲弊してきます。黒潮町も、職員と住民に寄り添った対応をお願いしますということで、この質問をしました。

これで終わります。

次、会計年度任用職員について。

今年の3月の高知新聞の記事にもありました、非正規公共労働が低賃金や劣悪な労働環境に置かれ、雇用の安定化を欠く状況にあります。

2020年4月から、非常勤やパートは会計年度任用職員として任用されることが増え、職員との格差が大きく、雇用への不安が高まりました。

会計年度任用職員の8割以上が女性であり、専門的な仕事を行う者が4割以上、5割以上がやりがいを感じながらも働いているのに、年収は200万未満です。これが高知新聞の報道がありました。

制度は地方公務員法と地方自治法の改正で始まり、その趣旨は非正規職員の待遇改善でしたが、待遇改善の実感はなく、制度の矛盾が露呈しています。

昨年末の総務省マニュアルの修正や、今年の勤勉手当支給可能か改正がありましたが、本町における会計年度任用職員の果たしている役割についてどのような位置付けをされているのか、お聞きします。

4番、所定労働時間についてお聞きします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは水野議員の、会計年度任用職員の所定労働時間についてのご質問にお答え致します。

会計年度任用職員には、先も答弁しましたが、任用形態によって勤務時間が一律ではなく、フルタイムの任用職員の場合は、常勤職員と同じ週38時間45分、1日7時間45分の5日勤務となっております。

パートタイムの任用では、主なものとして週35時間、1日7時間の5日勤務の場合や、週31時間、1日7時間45分の4日勤務、週30時間、1日6時間の5日勤務など、さまざまな所定の労働時間となっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

さまざまな職種で、さまざまな勤務形態の方がおられるということで、すごく大変というふうに思います。その中で、5番、残業についてお聞きします。

会計年度任用職員は残業というのをしていますか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは水野議員の、会計年度任用職員の残業についてのご質問にお答え致します。

会計年度任用職員につきましては、主に業務内容を事務補助として短時間勤務で任用していることから時間外勤務は原則はないようにしておりますが、業務によっては繁忙期やイベント等により時間外勤務を行っていただく場合もございます。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

分かりました。

6番、各種休暇についてお聞きします。

1番、コロナ禍で、本町の場合、感染された方の病気休暇についてお聞きします。

1つは、コロナ感染が2類のときと、この5類に移行されたときとの扱いはどのように違うのか。

お聞きします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは水野議員の、会計年度任用職員の各種休暇についてのご質問にお答えします。

これも通告に基づいて、この内容について答えさせていただきます。

会計年度任用職員の休暇制度につきましては、まず、一定の条件はございますが年次有給休暇がございます。

そのほかにも、正規常勤職員と同様に、夏季休暇、忌引き休暇、結婚休暇、産前産後休暇、出産補助休暇、子の養育休暇などが取得できます。

また、無給の休暇のとはなりますが、育児時間外休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、生理休暇、母子保健指導休暇、私傷病等による療養休暇等もございます。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

今、ちょっと分からなかったことが1つあるんですけども。

有給で、子の療養休暇というのがあって、無給で看護休暇というのがあったんですけども、その違いって何ですか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

ご質問にお答えします。

種類によって若干解釈が違うようになっておりますが、子の養育休暇と子の看護休暇、養育するものと看護するもので、実際には有給であったり無給であったり。これらにおいても、基本的には国家公務員の子の休暇制度に当町としましては準じてこの制度を定めております。

実際、養育するのか看護するかということで、若干違うようになっております。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

分かりました。

前回、宮地議員がジェンダー平等についてということで質問をされましたけれども、会計年度任用職員の方は生理休暇が認められてるんやなということを、今1つ思いました。

7番、給与についてということで、手当についてお聞きします。

正規職員には期末手当と勤勉手当が支給をされます、会計年度任用職員は勤勉手当はありますか。

また、国の期末手当の基準は2.4か月ですが、当町の月数についてお聞きします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは水野議員の、会計年度任用職員の給与についてのご質問にお答え致します。

会計年度任用職員の給与につきましては、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、及び、黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則で定められております。

ただし、定められた給与等はフルタイム任用での給料月額であり、パートタイム任用の場合は、所定労働時間に比例した給料月額としております。

また、諸手当の支給として、期末手当を常勤職員と同じ支給率で支給、通勤手当についても常勤と同様に支給しております。

ただし、常勤職員にある扶養手当や住居手当についてはございません。

最後に、社会保険につきましては、勤続して2か月を超える勤務が見込まれ、かつ、勤務時間が週20時間以上の方は共済組合へ加入することとなっております。

ただし、パートタイムの方については短期組合員とされ、長期給付については適用がなく、厚生年金への加入することとなっております。

先に質問されました手当のことですが、ここでも申しましたとおり、期末手当は現場のところ職員と同じ率で支給しておりますが、勤勉手当については、現状のところでは会計任用職員には給付がありません。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

ありがとうございます。

期末手当は職員と同じようにということで、四万十市と比べてもすごく努力されてるなというふうに思いました。

それともう一つは、今回給与遡及も、全国では給与遡及を行ったのが3割なんですけども、本町は給与遡及を会計年度の方にも行つてることで、県下的にもすごく頑張つておられるなというふうに思いました。

勤勉手当がまだということやつたんですけども、勤勉手当は今後、どのように考えておられますか。会計年度任用職員。

お願いします。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

勤勉手当につきましては、制度に応じて支給することについては検討してまいります。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

近隣の市町村では、来年の4月から勤勉手当は支給という所もありますので、また検討をお願いしたいと思います。

非正規公共労働者は、看護、介護、保育所、認定調査員、保育や学童保育、図書館、相談窓口等で、住民のために住民に寄り添い働いています。今や4割以上の保育士が会計年度任用職員ですが、非正規公共労働者も住民の権利を最大限保障する、公務の担い手として働いています。経験と研鑽、知識、技術、スキルの向上が専門性を持つために必要であり、そのためには安定した雇用が必要であると思いますが、どう考えられますか。

議長（中島一郎君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

その会計任用職員の任用としてですけど、基本的にはこの正職員と比べた場合、やっぱり会計年度で契約をするというか会計年度に任期が定められておりまして、最長でも1年という契約になっている以上、その継続する安定した勤務ということとして担保されているものではないのが現実ではございます。

ただし、能力実証の結果、継続して再度の任用がされる場合もありますし、そういう実例は多いです。公募によって再募集を行つた場合でも、選考結果によつては継続して任用される場合も、会計任用職員は多いです。

そのようなことからも、やはり職員との均衡として、いろいろな勤務体制であつたりとか休暇であつたりとか、一定のところについては職員、なるべく近づけるような形での努力はしてまいりますけども、実際、法に基づいた職員の任用ということにはなつてきますので、やはりどうしても絶対、正職員と比べて安定の面では差がある状況ではございますけども、今から、制度の更新があったときには、それぞれ町としてもその制度と同等の対応にはしていけるようにですね、また取り組んでいきたいと思います。

以上です。

議長（中島一郎君）

水野佐知君。

7番（水野佐知君）

1年間の契約雇用ということですが、実際、認定調査員であるとか、介護支援専門員であるとか、保育士さんというのは、人手がなくて大変だと。

その分、例えばその方が辞められてしまったら、正規の職員さんが困ることになると思うんですけども。特に保育士さんなんかは人がいないということで、早出遅出とか交代勤務があるということで、なかなか働きながら仕事をするということが困難で、おじいちゃんおばあちゃんの手を借りながらやっている方もおられます。

その中でも、大変になって人手不足であると。昨日、浅野議員も質問されていましたが、そういう点では専門性を構築するためには、正規職員での任用というものがまた必要であると思いますし、本当に医療とか福祉の現場では本当に人がいないというような中で。会計年度というか非常勤で働く方も大変ですけれども、正規の職員さんがその分残業がないというふうに会計年度の方、基本的には残業がないというふうに言われていましたけれども、ある部署に限っては、その正規の方が慢性的に残業をされるというふうな状況があるのでないかというふうに感じるところがあり、質問をさせてもらいました。

最後に、高知県の自治体の集まりの中で、職場の課題、実態を出し合ってもらうと、各グループで共通して出されたのが、人員不足、残業が多い、病休者が多いでした。いずれも、今の自治体職員の切実な問題であり、それぞれつながり合っている問題です。

出し合ってもらった課題を基に、解決に向けた取り組みを話し合ってもらいました。

これらの問題が解決されると職場にどのような変化が生まれるか、という問い合わせには、体調が良くなる、余裕が生まれる、辞める人が減る、人間関係が良くなる、といった意見が出されました。

また、人員不足が解消されたら良いアイデアが生まれるようになる、住民サービス向上につながる、といった意見が出されたことも重要だと思いました。ぜひ、黒潮町も全ての職員がジェンダー平等の視点に基づき、女性も男性も、子育てや介護、看護をしながらでも、人間らしく働き続けられることで子ども、高齢者、障がい者等の住民全体の生活の質を高め、住民サービスが向上するよう、一緒に考えていきたいと思います。

地方公務員も、公務員である前に一人の市民であり、一人の町民であり、住民サービスの向上や地方自治の発展のためにも地方公務員の長時間労働の解消が不可欠だと思うので、言葉が重なって申し訳ないんですけども、一緒に考えていきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、水野佐知君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

この際、11時まで休憩します。

休憩 10時 46分

再開 11時 00分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第41号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第62号、教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、澳本哲也君。

総務教育常任委員長（澳本哲也君）

それでは、総務教育常任委員会に付託を受けた議案について、その審査と経過ならびに結果を報告致します。当委員会は、副町長、教育長、担当課長、議員出席の下、12月8日、本会議終了後、午後3時15分まで委員会を開催し慎重に審査致しました結果、当委員会に付託された議案について、全て会一致で可決すべきものと決しました。

これより、審査の過程において議論、質疑があったものについての概要を申し上げます。

今回の議案は、ほとんどが人事院勧告による人件費の調整がほとんどであり、本会議での説明どおりであることをまず報告致します。

議案第41号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

議案第42号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

議案第43号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第52号、令和5年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について。

議案第60号、令和5年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算については、先ほど申しました人事院勧告による人件費の調整、人事異動による人件費の調整であり、委員よりの質疑はありませんでした。

戻りまして議案第44号、黒潮町債権管理条例の一部を改正する条例についてです。

徴収の徹底を図り、延滞や遅延が発生した場合、しっかりと請求し、延滞利息3パーセントがかかるという説明でした。

委員より、質疑はありませんでした。

議案第45号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

出産する被保険者に対して、所得割、均等割が4か月間軽減されるという説明でした。

委員より、国民健康保険税の資産割について早期に廃止するべきとの意見もありました。

議案第48号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

執行部より、令和6年4月より公設民営に移行し、インターネット事業は合同会社IWKワークスが運営することになった。町は告知端末、テレビ放送事業のみとの説明がありました。

委員より、法人登記はできているのか。契約者が行うのではないか。事務所はどうするのか。これから使用料の値上げはあるのでは。町のテレビの視聴のPR、もっと積極的に行う必要があるのでないかの質疑がありました。

執行部より、法人登記は5月に登記済。契約者が行うのは、インターネット契約者のみの料金の口座引き落としの手続きのみと。事務所は入野に設置するということです。

使用料の値上がりは民間になるので、世間が上がれば上がる可能性はある。PRは広報などでお知らせをしているが、朝日放送視聴可能を積極的にPRをしていく、とのことでした。

執行部より、令和6年秋ごろには、ネット速度が今までの10倍になる予定という説明がありました。

議案第51号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

補正予算もほとんどが人事院勧告による人件費の調整ですが、ページ21ページ、2款1項11目、情報化推進費、12節委託料の636万8,000円。

委員より、補助対策はないかとの質疑がありました。

執行部より、障がい者福祉支援システム制度改正対応に伴う改修委託103万1,000円は、国より2分の1、森林環境税課税に伴うシステム改修委託125万7,000円は現在、補助の確認は取れていない。

住民記録システム改修業務委託381万円は、10分の10、国より補助があるとのことでした。

以上、総務教育常任委員会の報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、濱村美香君。

産業建設厚生常任委員長（濱村美香君）

それでは、12月8日金曜日に開催した産業建設厚生常任委員会において付託されました議案の審査について、報告致します。

今回、付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、14議案となっています。

14議案とも討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

以下の報告は、補足説明や質疑があった点を中心に行いたいと思います。

議案第46号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について。

本会議と同様の説明で、マイナンバーカードに加えて今後、スマートフォンでも印鑑登録証明書が取得できるようになる予定です。そのための印鑑条例の一部改正です。

執行部から、電子証明書機能のあるスマートフォン、現在のところはアンドロイドが対象機器との説明がありました。

議案第47号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

議案第49号、黒潮町集落排水事業の設置等に関する条例の制定については、本会議の説明のとおりで、特段の質疑はありませんでした。

議案第50号、黒潮町集落排水処理施設の管理に関する条例の制定について。

公益企業会計への移行に合わせて、集落排水施設使用料について、一般家庭と事業所等が含まれるその他の区分の基本料金に差異があったところを統一した点などが盛り込まれていました。

議案第51号、令和5年度黒潮町一般会計補正予算について。

この補正予算は、人事院勧告と人事異動に対する人件費の収支補正を行ったものが主なものでした。

予算書30ページ。

4款衛生費、3目し尿処理費のうちの修繕料600万円は、6月に故障した自動運転制御盤の修繕料との説明がありました。

予算書32ページ。

6款農林水産業費2目林業振興費のうちの委託料262万円は、大方球場付近の枯れ松の伐倒駆除や樹幹注入に要する経費で、委員から、キャンプ場周辺に雑木が多くなっているが、松を守るための対応はとの質疑があり、執行部から、現在、管理の境界を決めている段階である。また、松原再生計画によると、松だけの地域と雑木も混在する方が、防風、防潮林として機能するとの計画もある。松の風景も大切にしながら、雑木もあって良いとしている。また、松くい虫の被害を拡大させないためには、松くい虫が活性化する前に薬剤散布することと、枯れて伐倒したものはすぐに焼却することがポイントである、との説明がありました。

委員から、伐倒した松はどのように処分しているかとの質疑があり、執行部から、伐倒後は現地にて切り株に薬剤散布し、そのまま宿毛市のグリーンエネルギー研究所に搬入し、木質バイオマスとして再利用されてい

るとの説明がありました。

予算書 34 ページ。

7 款商工費 3 目観光費のうち、スポーツ合宿等バス運行補助金 17 万 5,000 円は、合宿誘致拡大を狙い、今年度 1 月から 3 月にかけて実証実験を行うもので、飛行機を使用して、本町に合宿に来てくれるサッカー、野球チームに対して、空港からのバス移動に対する補助金とし、1 チームにつき 2 万 5,000 円で 7 団体を見込んでいるもの、との説明がありました。

議案第 53 号から議案第 59 号までと、議案第 61 号は、人事院勧告と人事異動に対する人件費の収支補正を行ったものが多く、本会議場での説明と同様で、特段の質疑はありませんでした。

議案第 62 号、教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結についてでは、佐賀総合センターに教育委員会が移ることに伴い、必要物品を購入する業者や納入日の説明がありました。

委員から、併せて総合センターの改修についてはとの質疑がありました。

執行部から、1 階部分左側は部屋を広く取るように改修し、2 階部分はそのまま活用する。集会所としての機能もこれまで同様継続させる、との説明がありました。

以上、審査の結果は 14 議案ともに討論なく、全会一致で可決すべきものとなりました。

これで、産業建設厚生常任委員会からの報告を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、委員長の報告及び委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 41 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、黒潮町債権管理条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、黒潮町集落排水事業の設置等に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、黒潮町集落排水処理施設の管理に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。  
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 54 号の討論を終わります。

次に、議案第 55 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。  
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。  
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 56 号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。  
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 57 号の討論を終わります。

次に、議案第 58 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。  
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。  
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。  
(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 62 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 41 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、黒潮町債権管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、黒潮町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、黒潮町集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、黒潮町集落排水処理施設の管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、令和 5 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、令和 5 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、令和 5 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、令和 5 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、令和 5 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、令和 5 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、令和 5 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、令和 5 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、令和 5 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、教育委員会移転事務什器等備品購入事業の物品売買契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 63 号、令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、提案させていただきます議案第 63 号、令和 5 年度 黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 4,778 万円を追加し、歳入歳出総額を 121 億 5,760 万 3,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要としましては、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策における重点支援交付金事業のうち、低所得者世帯枠として定められた住民税非課税世帯における 1 世帯当たり 7 万円を支給するための事業費及び事務経費の追加となっており、民生費において 1 億 4,778 万円を補正予算で計上しております。

これらの歳出に対応するための歳入は国庫支出金となり、基金繰入金で收支の調整を行っております。

説明は以上となります、この後、副町長に補足説明をさせますので、適切なご決定を賜りますようお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第 63 号、令和 5 年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。議案書は 2 ページとなります。

一般会計補正予算の 1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 7 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 1 億 4,778 万円を追加し、総額をそれぞれ 121 億 5,760 万 3,000 円とするものでございます。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。13 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費 1 億 4,778 万円の増額につきましては、国の総合経済対策における重点支援交付金事業のうち、住民税非課税世帯における 1 世帯当たり 7 万円を支給するための事業費及び事務経費の追加となっております。

1 節報酬から 12 節委託料までの経費は、本事業を行うための会計年度任用職員の人員費及び事務費を計上しており、19 節扶助費におきまして、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金 1 億 4,350 万円を計上しております。なお、対象世帯としまして 2,050 世帯を見込んでおります。

歳出は、以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

15 款国庫支出金 1 億 4,754 万 6,000 円につきましては、説明欄に記載がありますとおり、国の重点支援交付金事業として、歳出の事業に対する補助金を見込んでいるところでございます。

続きまして、19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 23 万 4,000 円の増額は、収支の調整を行うものとなっております。

歳入の説明は、以上となります。

以上で、議案第63号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

濱村美香君。

1番（濱村美香君）

質問致します。

先ほど、補足説明の中で2,050世帯という説明がありました。見込んでいるということで。

この低所得の世帯ということですが、給付対象が均等割のみの世帯も今回含まれているのか、含まれていないのかということと。

給付の時期はいつごろを予定しているか、ということを教えてください。

議長（中島一郎君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

担当窓口が地域住民課になりますので、私の方から説明をさせていただきます。

今回は、均等割は含まずに2,050世帯ということで計上させていただいております。

それと、支給の時期を問われました。一応2月、3月に支給予定でありますが、2月上旬を予定しております。事務的な手続きが早く済めば前倒しもできるかもしれませんけれども、一応2月の上旬ということで考えております。

以上です。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

山本牧夫君。

2番（山本牧夫君）

なかなか今、現場の窓口、これ扱う所の状態見たら、かなり残業が多いと私は認識しておりますが、過重労働も含めてこれはできそうですか。

急に国はこういうことを持ってきますけれども、最終的に対応する市町村の窓口は大変なことだと思いますが、それは大丈夫でしょうか。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは質問にお答え致します。

確かに、これまで多くの臨時的な交付金がございまして、事務処理等は大変な労力が掛かっているということでございます。

確かに、窓口の方もかなり残業も増えております。

しかしながら、これにつきましては町全体でしっかりと取り組み、住民の皆さんにご迷惑の掛からないよう迅速な対応を心掛けていきたいと思っておりますので、その旨で対応してまいります。

以上でございます。

議長（中島一郎君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第4、議員提出議案第1号、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、浅野修一君。

6番（浅野修一君）

それでは早速でございますが、議員提出議案第1号、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める意見書につきまして提案趣旨説明を致します。

意見書本文より引用致しまして、ご説明の方をしたいと思います。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させると致しまして、こども未来戦略方針を2023年6月13日に閣議決定致しました。

その中で、75年ぶりの配置基準改善と致しまして、1号と致しまして、1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1に。

2号と致しまして、4、5歳児の基準を、子ども30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。

このことを受けまして、意見書を提出しようとするものでございます。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大していると思われ、早急に実施することを強く要望するものでございます。

当町の保育所にも直結します問題であり、配置基準の改善を速やかに実施することを求めるものであります。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣府特命こども政策担当大臣、こども家庭庁長官、文部科学大臣、財務大臣、衆参両院議長であります。

つきましては、当該意見書の趣旨をご理解いただき、ご賛同くださいますようお願い致します。

以上で、私の提案趣旨説明の方を終わります。

議長（中島一郎君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題と致します。

各委員長から委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配

布しました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査について、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

令和5年12月第5回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案させていただきました全ての議案をご承認を賜りまして、誠にありがとうございます。

これから年の瀬に入り、そして新しい年を迎えてきますけど、引き続き住民福祉のために全力で取り組んでまいります。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和5年12月第5回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 11時 52分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

中島一郎

署名議員

小松秀年

署名議員

大野昭三